

改正

平成18年2月20日規則第1号

平成20年3月26日規則第6号

平成28年3月25日規則第21号

米子市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書の様式)

第2条 条例第6条第1項の公開請求書の様式は、別記様式第1号に定めるとおりとする。

(公開請求者に対する通知)

第3条 条例第11条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる公開請求に対する決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の全部を公開するとき。 公文書公開決定通知書（別記様式第2号）
- (2) 公文書の一部を公開するとき。 公文書一部公開決定通知書（別記様式第3号）
- (3) 公文書の全部を公開しないとき。 公文書非公開決定通知書（別記様式第4号）

2 条例第12条第2項の規定による通知は、公文書公開決定等延長通知書（別記様式第5号）により行うものとする。

3 条例第12条第3項の規定による通知は、公文書公開決定等特例延長通知書（別記様式第6号）により行うものとする。

(第三者に対する通知)

第4条 条例第13条第1項の規定による通知は、公文書公開第三者意見照会書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による通知は、公文書公開第三者意見照会書（別記様式第8号）により行うものとする。

3 条例第13条第4項の規定による通知は、公文書公開決定第三者通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

(電磁的記録の公開方法)

第5条 条例第14条第2項の規定による電磁的記録の公開の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ビデオテープ及び録音テープ 視聴
- (2) 前号に掲げるものを除く電磁的記録 ディスプレイその他の出力機器により出力したものの視聴又は閲覧のうち、市長が適当と認める方法

(公開1件の単位)

第6条 条例第15条第2項の公文書の公開1件とは、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 文書（簿冊等に綴ってあるもの） 当該簿冊等のうち公開請求に係る件名を一にするもの
- (2) 文書（簿冊等に綴ってないもの） 事案決定手続等を一にするもの。ただし、1枚の文書に複数の事案決定手続等を伴うものにあつては、1枚
- (3) フィルム（スライドフィルムを除く。）並びにビデオテープ及び録音テープ 1巻
- (4) スライドフィルム 事案決定手続等を一にするもの
- (5) その他の電磁的記録 1記録媒体

(費用の負担)

第7条 条例第15条第3項の規定により公開請求者の負担とする公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) モノクロ複写機による複写 1枚につき10円
- (2) カラー複写機による複写 1枚につき20円
- (3) 電磁的記録、フィルムその他の媒体の複製 当該複製に要する費用の実額

(4) 送付 当該送付に要する費用の実額

- 2 前項第1号及び第2号の場合において、用紙の両面に複写されたものについては片面を1枚として算定し、日本工業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては当該用紙を日本工業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定するものとする。

(条例の施行の状況について公表する事項)

第8条 条例第21条の規定による条例の施行の状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 公開請求の件数
- (2) 公開、非公開別の件数
- (3) 審査請求の件数及び内容並びにこれに対する裁決の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公表する必要があると認められる事項

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則 (平成18年2月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日規則第21号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(米子市情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の米子市情報公開条例施行規則(次項及び第4項において「改正後の規則」という。)第7条第1項第2号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に米子市情報公開条例(平成17年米子市条例第22号)第11条第1項の規定によりその全部又は一部を公開することと決定された公文書の写しの作成に係る費用について適用し、施行日前に同項の規定によりその全部又は一部を公開することと決定された公文書の写しの作成に係る費用については、なお従前の例による。
- 3 米子市個人情報保護条例施行規則第9条第1項において準用する改正後の規則第7条第1項第2号の規定は、施行日以後に米子市個人情報保護条例(平成17年米子市条例第23号)第17条第1項の規定によりその全部又は一部を開示することと決定された保有個人情報の写しの作成に係る費用について適用し、施行日前に同項の規定によりその全部又は一部を開示することと決定された保有個人情報の写しの作成に係る費用については、なお従前の例による。
- 4 米子市情報公開条例第21条の規定による平成27年度における同条例の施行の状況の公表に係る改正後の規則第8条の規定の適用については、同条第3号中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」とする。

[別記様式 省略]